平家物語巻六

特別
へ12
5098
1

平家物語巻第一

祇園精舎

清盛昇進附法

我身こゝ栄花

二代こゝ后

清水炎上

殿下乗合

鹿谷附法

殿上闇打

壺こゝ附法

殿上

額打論

三条殿

徳大寺厳島詣

鵜川合戦

沙汰無し

ヘ12
5092
1

〈2003-261〉

同裏炎上

樹 驕

平家物語巻第一

祇園精舎

祇園精舎の鐘の声諸行無常の
響あり沙羅双樹の花の色盛者必衰
の理をあらはす驕
人も永からず唯春の夜の夢の如し
猛き者も遂には滅ぬ偏に風の前の塵に同じ

遠く異国を尋ぬれば秦の趙高
漢の王莽梁の周伊唐の禄山

[illegible]

[illegible]皇は政を[illegible]
楽を[illegible]練と[illegible]悟[illegible]入て天下の
乱[illegible]を[illegible]民間の憂
而[illegible]
[illegible]
の将門天慶より[illegible]康和[illegible]親平
治[illegible]信[illegible]
[illegible]
入[illegible]

[illegible]
及[illegible]祢[illegible]
第五の王子一品式[illegible]葛[illegible]親王[illegible]
九代の後[illegible]
忠[illegible]
視の王い[illegible]
[illegible]王の時
と[illegible]上[illegible]
[illegible]王氏と[illegible]

そもそも鎮守府の将軍義家朝臣は
吉法師の大権現の御末にして源氏
維盛正度正盛正盛より六代い
ま源氏の受領あり
籍をとゝめ計さうの兵いまゝ勅上にて紀
殿上らく闇打
ぬ小忠盛ゆ
ゆ時分院の御得長寿院造進
三十三間堂を三〻一千一神ゆ

御仏を上人まうつ供養い天養元年
三月十三日忠盛勅願寺ゆ
所へ三中ゆ御下
さゆうゆ松馬園
盛より不絶して
ゆ忠盛年世六ゆ
す上人を
乃十月廿三日五条豊楽院の
兵忠盛を殿上

そ後にて主殿忠國公をかばいて
我家の勇士武勇の誉れ世に
て不忠の恥かあらん事思い取
五郎おんうかつべし徐ずして石方と全
て交りを仕らし伝
ひ主殿忠國公の
忠國氣色りりめしの
色冠れ下ちぐさの鞘巻をさげ
あげよさつて火の内かめぐきく
ひうむ屋つ佐刀をあき出賞

小引あてくさむらうが金ぐりい
水をんどれ屋ゆかたそ大えて佐人目を
出ものと忠國の手紙を市い一門
毎しかの二次平の見元の孫進出
さうの変古屋がこ子たを射る見
若あり木綿の物を着て下ゆ前黄の
服巻を出鞘有の左刀脇ぐさんく
殿上の小袖を畏そりもの黄首
下あ毎しこ伝ゆ六位をもつく

いまだかゝることをきかず由比鈴の罷れ
念ごろ布衣のものゝ何者ぞ狼藉なり
まかり出よといはせければ家貞申けるは
相伝の主備前守殿今夜闇討にせらる
べきよしうけ給はりて、そのならん
様を見んとてかくて候へばえこそ
罷出まじとてかしこまつて候ければ
これらをよしなしとや思ひけん
其夜の闇討なかりけり

醯甕

さて忠盛御前の召にまはれければ
人々拍子をかへて伊勢瓶子は醋甕なり
けりとぞはやされける此人々は
かけまくも忝くも柏原天皇の御末とは申ながら
中比は都の住居もうとうとしく地下にのみ
て振舞なつて伊勢の国に住国ふかかり
しかば伊賀伊勢の国に住居して
其国の器に事よせて伊勢平氏
とぞはやされける

忠蔵若竹目見かし すゞまれしかれ
さふやか寧ゞ中納言くさしけるが 忠蔵
がゝに大人其指てあるかゞ御指て
おもりぬさしても前代未ゞれなかりが
御剣は思ふまゝのん横笛指さし每に
はつかとは紫宸殿のかゞ御わざく
主馬司中庭にくそおくれる東
めでたく貞女ゆ變して扨いふは
とりまれば 忠蔵山吏右衞門

巴

そひつかれじまゝに 紺上までも切よろん
すが禮の志れ百亀なりければ別の
事ありとて門ゞてぞありきまゐる五
宮は白藤指故若者は紙巻との筆
也絵書くる筆の絵なんどゝみやゐ
まづく白色事とれてこそうしき
まやさとりよ十誌る寒の経之師季
件のとり人小屋こりめまりゐ家
はなりまれがりや 人 墨師とよう

中ころ公人のかまへ立し比より庶人の所為
ありしが前の白より付して舞はれけり
よく稲あるにくはしくあり寒く実式
所そういふ秋人のうしと塞ざくんとぞ
あやまりける公人菜弟人とおほへしく
て舞ふ白髪ある殿上人の舞弟
ありけるよ似る手とくへてあるは白に白き
えきはたはんせうらへてえとはおしろんとぞ
あやまりける上古より今の世まで代

杖

なまじ事ぞこそ末代いくはあらんとぞかん
おもつたふしとぞ人中ある事也しく五
節をそのしるし殿上の五節会儀あり
そうまに雉鎰を帯して宴よせる列あり
其杖と所いそ宮中と交まる筆を見
搭式の礼とやらる論命よりしある先
親より我のふ小蔵相待の御従おと
布衣れ共と号して殿上れ小座と白
とぞいこれは腰の刀を横さいそ節

中ころ太宰権帥季仲卿といふ人ありけり
あまりに色の黒かりければ見る人黒帥とぞ申ける
その人いまだ蔵人頭なりし時五節に舞はれければ
それも拍子をかへてあなくろ〳〵くろき頭かな
いかなる人のうるしぬりけんとぞはやされける
又花山院の前太政大臣忠雅公いまだ十歳と申し時
父中納言忠宗卿におくれ奉りてみなしごにておはしけるを
故中御門藤中納言家成卿いまだ播磨守たりし時
聟にとりてはなやかにもてなされければ
それも五節に播磨米はとくさかむくの葉か

いまだ事出来ず末代いかゞあらんずらん
おぼつかなしとぞ人申ける案のごとく五
節はてにしかば殿上人一同に僉議あり
そも〳〵雄剣を帯して公宴に列なり
兵杖を給りて宮中を出入するは
皆格式の礼をまもる綸命よしある先
規なりしかるを忠盛朝臣或は相伝の郎従と
号して布衣の兵を殿上の小庭に召
おき或は腰の刀を横へさいて節

會稽山陰の人なり 姓は袁 名は術 字は公路
汝南の人なり 祖父は袁安 父は袁逢
累代三公の位を傳へ 門生故吏 天下に滿つ
術 性驕奢にして 人を輕んじ 自ら稱して
曰 袁氏は以て土德の王たるべしと
上皇大いに怒り 忠臣を遣はして
袁術を捕へしめ 忠臣 袁術を
會稽に追ひ詰めたり 術 窮して
陳蔡に奔り 忠臣 袁術を
追ひ詰めんとす 袁術 日 人を
知らずして 竊に僭位の 奈何
力窮まり 勢 刀筆に 事 主簿司
ゆづり 蜜かんぬ 袁術 刀を
乞ひ 刀 實否 如何 科の内
可きなり 能 ゆるし 而 ゆるす
内 毒あり 吐血 上皇此 怒 て
袁術を 捕 刀 上皇 袁術 數 論
上 鞘巻 ゆるす 裏 ありて 中

木刀と銀泊とを打ちうち畳
座の取辱と道まんが無あり脇の
刀と帯さうしあるうちと火ぜも
板目の行法を為る木刀を帯
寺の忠威が用さしれれどこそ神形な
き次に高位小庭よ祖伝の事長い
奥全の高等の習ひとして脇殺
威し形ちうへ老剣ちう罷れなく
出ずうちうち

情威罪進西法
真こ正い旨 社衛の伝を歴て罪殺せ
しが人数上の亦文を焼しをます
為時忠威明石浦の月をんを
情慶へ下四せうを為ちうう祖の人
ゆうれちう生ある人しゆれ浦
の月いいう丹と同つまうを生い忠威出
七年よ
為明先月をあうの浦風う

木刀と銀泊とを打ちうち當
座の恥辱を道まんが無あれ腕の
刀を帯ちうちとしめ
板目の紙を表面の木刀を帯
帯の忠國が用さしれてこそ神妙な
きに次て高俊小庭よ祖父の事長い
奥方の高等の習ひとして師範
國し郎ちうへ老師ちうへ罷れ
出かちうち

清國暴進流法
五ヶ所に
五ヶ所に祖衛の位を歴て暴教せ
しかば上の意を感じ
奇特忠國明石浦の月を入れ
情慶へ下向せり程の人
ゆりれ者ありうち程の人
乃月いいれと同つまうまい忠國出
七年よ
文明廿六月あるの浦風

詔ありしてあかしんえしか
とよさきありそのまゝ上皇御感ありて
忠盛かく申て。えうちたるとは金葉集
にぞ入られける。あるとき又忠盛仙洞に
通ひてあそばれける女房の許にみえ
しがその扇の端に月出したるを
忘れて置かれけり。かたへの女房たち
くらかるよはしや、いづくより
出ける月ぞや出處おぼつかなしと
笑ひあはれければ、かの女房
雲井よりたゞもりきたる月なれば
おぼろけにてはいはじとぞ思ふ
似るを友とかやの風情に忠盛もすい
きたれば女房も優なりけり。かくて
仁平三年正月十五日に忠盛年五十八にて
失せぬ。清盛嫡男たるによつて
その跡をつぐ。保元元年七月に主上
上皇御国諍の時も清盛朝家の御方に小

以て勲功あり次の年情度を拾く
同じき三年に左近衛大将に任ず又平治
元年十二月に信頼義朝の謀叛の時も
清盛打手に作く勲功あり勲功一に
ほかならず思賞こと比類なく
しかるに正三位にしられきこと
宰相衛府の官を抜て参議中
納言大納言に経あり剛毅果断
知り内大臣にしられたり

清盛卿人々ハ[illegible]一天四海を書
[illegible]上ハ人々ハ[illegible]
[illegible]仁安三年十月十二日法皇病
[illegible]年五十一ニ[illegible]
[illegible]て法名浄海[illegible]
[illegible]や富福[illegible]
[illegible]て[illegible]命を全し[illegible]人[illegible]
[illegible]風の[illegible]
[illegible]

[illegible]と聞[illegible]
[illegible]一家[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

まさかりも皆六波羅様と云ければ
てんけれは一天四海の人皆是を学
又いかなる賢王聖主の御政
摂政関白の御成敗をも何となく世に
あまされたるいたづら者の人の
きく所にてそしりかたむけ
申事は常のならひなれども此
禅門世さかりの程はいさゝかゆるかせにも
申者なし其故は入道相国のはかりことに
十四五六なる童を三百余人集

髪をかぶろに切まはし赤き直垂を
きせて召使はれけるが京
中にみちみちて往反しけり
平家の事を悪ざまに申者あれ
ば一人聞出さぬ程こそありけれ
余党に触まはして其家に乱入し
資財雑具を追捕しその奴をからめて
六波羅へゐて参る入るに結句
よ失ありければ京中の者どもは馬車

また外ようの皆六位程にたがいて
てんてんに一天下海内時をそなる
むかうに内裏といひ賢王聖主の政
相政用白れた成敗をとりかなく世内
あまされうりてはきたそ志りうと
むきとり書いたるうるなる世界こう
禅門老さうりうるい船りりをり
り者の一天下入たりとりこと内
十四丈六なり壹を三百余人り集

髪をうりうり切南りう者ひあまを
たてり壹して名付てり世しりうる京
なり よみうくて性反志りう内世
手家の事を能りりりをとり志あ
れい一人少やうん程そあるそやう
て白壹内鬮りうりて家と乱入し
資賊雑具を逃捕りて奴とうとへと
六法所へうりて事いりう入る結ものを内
よ失なり世りう内世内るとるりう馬車

[illegible]

皆[illegible]

[illegible]性若と[illegible]

[illegible]師の長吏[illegible]

[illegible]

我為[illegible]栄記

[illegible]我為の栄[illegible]と[illegible]

[illegible]昌すと橘子[illegible]盛内大臣[illegible]

[illegible]大将次男宗盛中納言の右大将三男

[illegible]盛三位の中将四男重衡[illegible]人[illegible]橘孫

惟盛[illegible]信[illegible]

上人世[illegible]人[illegible]祐園[illegible]受領[illegible]

同郡合六十余人[illegible]

[illegible]昔[illegible]食[illegible]市門の[illegible]

[illegible]五年[illegible]

近衛の大将と[illegible]

[illegible]双[illegible]

[illegible]文徳天皇[illegible]

関大臣の左衛右大将良経大臣の右大将
兼宣院の左大臣公冬翁の内大臣朱雀
院の内侍の尼実頼小野宮の右大将
師輔九条殿貞信公の内大臣冷泉
院の内侍の尼朝忠大二条殿右大
将宗輔閑院の摂政兼家の内大臣二條
院の内侍の尼朝光右大将実
房の内侍の尼基房右大将
月輪殿兼実の内大臣九条殿
長兼の子孫元人より別てい
ひてい

を殿上の交つとをとこうふくこうい
しの初の人公の子孫の今い禁の雑袍をゆ
つる綾錦織を身ゆ大臣大将
小納言宰相左右よりは並ぶ
とくいりゆくゆきゆ事ゆ
内侍の娘八人ゆ
小さい宅ゆ一の橋町の中納言定教
つよ八嶋の家ゆ平治の
乳よ引ら人ら

の院左大臣のみさい誕生ありしかは
ゆく三蓮あまくたりし菊の桜
町若中納言重教と申は古今の名誉
入道信西の次男也心ことにやさしくて
おはしけるは常は吉野の山を恋つつ
町に桜を植並べ其内に屋を作り
てすみ給ひしかは来る年の春ことに
見る人皆桜町とそ申ける桜は
咲て七日に散るを中納言花の名残

残りのをしき事をなけき常は天照御神に
祈り申されしまことにやさし三七日まて
桜の命あり寿々賢王もましま
せは神も神徳をあらはし花は二十日まて
[illegible]
二条の后よりまします王子御誕生なり
て皇子よりましませ給ふ人とかや
中にも三条大納言桜町の小町政
[illegible]

代々て
給ハ白川殿とて世にハおもき人に
てぞおはしける四ハ冷泉の大納言隆
房卿の北の方五ハ普賢寺殿へ參
らせ給ひけり六ハ七条の修理大夫信
隆卿の北の方七ハ後白川の法皇へ參
らせ給て偏に女御の様にてそおは
しける是ハ安藝國嚴島の内侍か
腹の御娘なり又九条院の雜仕常葉

か腹に女子ハ娘一人おはしける是ハ婦
花山院殿へ參らせ給ひて上臈女房に
て廊の御方とぞ申ける日本秋津
嶋ハ纔に六十六ヶ国平家知行の国
三十余ヶ國既に半国に越えたり其外
庄園田畠いくらといふ數をしらす綺
羅充満して堂上花のことし軒騎
群集して門前市をなす楊州の金
荊州の珠呉郡の綾蜀江の錦七珍

可賞一ッとして顕くしの事そなりしうの
所ゝ妻舞閣の基奥龍爵馬宮聽
物ゝそゝくい帝國ゝ仙洞ゝ元ゆい
そなりしそ人そう

牧王

昔ゝ源平両家の勢よりはへて五花
ゆもたくらいす朝権をかりんとする者
ありまゝ平ゆかりめを今人らりい
衰亡ゝなりつゆ僧元よ義き

ら主平治ゝ義朝誅せらり後い未ゝ宮
源氏ありしゝ人代表い流ゝ武い誅せり
まりゝ一向平家の一族ゝ無昌志
てかり屋をゝ却をゝ者ゝ内ゝ未
乃毋ゆ仏事うあゝんとそ人そう
切腹ゝ入ゝ知国一天下後をあるゝふ
ゆゝり竹元ゝ山世乃そ志りゝ怪
す人宮朝りゝそゝ人ゝ不思議の
事をゝ志ゆい後ゝ平ゝ東中

みやづかへしそうの白梅子妓王妓女とて兄
弟あり兄はとりわけ白梅子にて娘なり
姉の妓王をさいわいにして西八条の宿所へ
参りてそのとき毎日つまびき妹の
妓女をば人重してもたずさへ清盛
しばしばとりて入給ふ平家の栄花
ならぶ者なしとぞ聞えし毎月朔日毎に百
石百貫を車にそへ送られ内
々富貴して無比の栄花ありけり

かかるほどに東山に白拍子仏妓王の家
聞とりわけ仏御前とて又ありけり
世間の栄やおぼえ花さかりなりしかば
こぞりてもてなすまいらせ白拍子
長い妓と云ふ事なれば
そこ屋にいさや我劣てたんやとて
或い妓一と付くたりあり或い妓二と
付たりあり或い妓徳妓袖妓春妓宣

なんと付けられたいなんて名
ゆしの名ゆしの名ゆしの名
古の名ゆしの名ゆしの名
雑いに行くのも出
まもなくはなれまもなく
物の白拍子なる
院の御所の御所
二人の舞姫
水干の立烏帽子

彼等

そして舞ふまい男舞ふまい舞ふまい
舞ふまい中ふまい刀烏帽子をかけら
まいまい白まいまい水干まいまいまい舞ふまい
ふまい舞ふまいまいまいまいまい舞ふまい
面白まいまいまいまいまいまい
山まいまいまいまいまいまい三年まいまい
まいまいまいまいまいまいまいまい憂まいまいまい
和泉まいまいまいまいまいまい
まいまいまいまいまいまいまいまい
まいまいまいまいまいまいまいまい

[illegible]
なりしかりしかの時仏は前世にしかるに日蓮
をば[illegible]のごとくに[illegible]寺ごとに
めきたる人[illegible]百姓[illegible]めさるべき事
にて[illegible]いまけんいのちを
[illegible]極楽[illegible]
[illegible]の人きとて[illegible]
て[illegible]八[illegible]そとなりしかりしかの人[illegible]仏と
して[illegible]なり極楽[illegible]
[illegible]人のかりゐ仏[illegible]

[illegible]
すいさんをうしなへ[illegible]
[illegible]仏[illegible]
[illegible]仏[illegible]
[illegible]仏を[illegible]
と[illegible]仏[illegible]
[illegible]王の前[illegible]極楽
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]仏を
[illegible]

いかなる所へ我等てもまいり候はゞ女の
身として此所にて縦舞を舞乱り候事を
しそんじめされたるも其後にて対面を
でも人々おなじき事に候へば勘気を蒙り
候へこそ仏御前の参り候は何とか入道
殿へ人をつかはして乞て候へば対面を
なさるへき物を仏御前ののち名をいはず
心ざしのいとしく思ひまいらせて妓王もあはれと思
て御前へ出されけり此由を仏御前に申

小松殿にて義王を召されて候へば入道むねんにおぼし
召して何事にてもと申す一つも見えて
し家人々仏御前ともろともに一両人そう
あまたの者きこしめされ時の仏御前
に召されし姫小松殿の御ひろう
思ひ寄りもせぬ事なれば御前の申させ給ふと
もとより二人の者とも舞にけり
も皆人感じあへり入道相国は
かくのごとく思ひ給ひてあまたの人々にも

上手にて
舞ひ
一二世
一世舞ひ
なり
くつ舞
なり
乃ち舞
皆耳目
入乃舞やうで
しなり天性
七歩
やはり
和歌
あいて入
りて
作り
妙王の前

[illegible]
舞[illegible]面白[illegible]
一番いとゝ敷[illegible]
一番舞[illegible]
[illegible]十六
[illegible]髪の
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]見[illegible]
[illegible]
[illegible]

入乙舞やうで紙[illegible]
[illegible]天性さ入乙舞[illegible]
[illegible]舞の[illegible]
[illegible]姫の和[illegible]
和[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]前[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

気をもそへてはゝへおくりしそれぬかの事
なけいをきれくみいしきりはゝかくりてをかす
身の勝をも身ありて申さんれつしまんとゝ
くれこは入れたるへくくかりかゝりしへく
まもかりも浄海のまへそゝくよ但妓王
かありをいかゝりに其代おくいは妓王をと
こそ申さ先て宮人は仏御前それ又
ゝかく三ゝ妓へしゆいかりゝも母
めしそれ気のせんへうおいゆえりかい
か和

うらかなしき腰てくしさゝら母へきこゆるて
はゝうよ妓王仏御前とをさせれつし御さんい
らよしくかゝへしと申女性入たる
先跡をといひをせす妓王とうし母
さりし使をもおゝゆ三家まてまられい
妓王ときうしえ夏とゝ母へきよあうすと
て拍子のこゑい廊いろりせみくりしき三枝
きくらくもとそゆ申へきゆそはさま
もそうゝ日来まりくろ人へしとい思ひまう

市に津の出でたりける時、今日とて
荒くもとゝ山に年うの間旭の影の
うらに初めうめい若葉と打くもりて
いなき波そのうしろ妓王が
ゆくへをたゞ王ゆうの旭の影ゆか
かくて書付うう
もえ初めしかるに恋の色は
いつまうも秋ふかなりてそうへ来
妓王車ゆ乗くゆ中うう三ゆりゆ涙

乃ゆ中ゆ市ゆ出ゆ
とゆうゆかしへきうう迎ゆ
ゆゆ涙のゆうゆ
と御ゆ妓王宿ゆ
ゆ涙ゆ
をゆ中ゆ
ゆ
ゆ
ゆ
ゆ

西八条殿しり時あるゝおそれあれ
いそぎうんこもしてあそいんとて或い
よをゆるすんとあり或い使者をは
うつすあるゝあるゝ使者姫宮人ゆ
んをしして極獄きへそゆあるすとて
よをうりあけ入るふ及い神いまして
使ひあひまゝ神まて
かくるあ年しい高き比ゝ如
入る姫王ゆ使ゝ使者ゝいゆ姫王

ゝ使ゝすうあるゝ仏ゝあまりゆ仏
きゝ弟たるゆきゝ仏ゝて舞とゝきゝ
ゝ拍をゝうゝ仏ゝよゝと
宮ゆはゝいゝゝ姫あまり北ゝう
ゝゝゝ北ゝ手ゆ及ゝ入る新
宮ひゝゝいゝゝ姫ゆゝ
手をゝゆそゝ
ゝゝゝきゝ
ゝゝゝゝ速ゝゝ也入る
ゝゝゝゝゝゝゝ宮ゝ

世のもの皆ものみなしかるに
とりさめそ嫌まんと思へらん
かくいそやそとかうとしかめ
うらん物ゆへ行とうはせをとへき
ものとそとかうすいえうの旨ありと
宝ない物のうらかはすの
命とかうとうしこのうそ二つのうらを
縦物のうらをかさうといはくうめで
七位家のうらん縦又命を失いうとも

行うへき命うらい一家うき物ないい
きとうもくこうをとうすめ
らすして行七合あるをいす母う
さかくうらい男女帰宿世今小
りめの事そうしろ年代と奥さ
とを屋うとるうち中もありはうそ
めとい男人とたなうへうう中もあり
多世のうちめなうきい男女のうしい
なりいうんやうきうらいあそもあれ

一日二日ばかりをすぎいたるあるべし
ようようあるべくかの人こゝかしこにて
こゝもとの君のもとをまいりたまへる
ゝ生れおいて行ひとりの毛ゆとりとの
ゝとして来るすいたるうぬぼれありと
宮人ども部屋ばかりにて
光命をめしてまきてその書いとりあり
一般部出うるに水をこゝ
遣いにまいりたいたくの浦を出あれの人
もとすこうん書いあるとうの人きゝ出
ハうかゝいのこゝもを出るく異と
そうおうとうを出るいを拾ひうし
七位ゝそゝたんゝひとうの人それうの
めもとゝ人まくうの今生嫁生老養さ
男人毛ゝれゝ潤ゝゝゝあへゝひうれい
嫁ゝゝいゝ来ゝまゝゝゝあまゝて
て法ゝ初ゝうゝうゝ毛ゝり来ゝん毛
知ゝ者ゝいゝゝ七姉の姉女をゝぐゝり

おれば面をたらす白髪の二人そなりて空人
一車のうしろにつけて西八条殿へぞ参る
入道殿の暮めさるまつ一所にうちとるるうめさ
うしうしうちかけうしてきしてそをうまを者
きぬ姫王こい行事共神そや浦いさうさ
をさへ人下らまぬあうこと共ん人さよ見り
はまをて行ふ人ふ参りうんとおりふ
うこと代人ふ人ふうしおさうう神乃
下うきあまりて涙をなりまうあ

其姫かけうこをんとうこい日暮めされぬ
ふかをて内をうこ子あ見へめさうへ
内さいあくうんをんとうこれとく
入道行乗と鼻ちくる品ちうをうこす
ぞをへ入道おおお剣四一所ふ内ふ姫王
こ中内行ふうあうこ仏うあまりふは
きくく宗ふうふ行ふ中をとと屋一四
くおうて仏ふくさあようくく宮人い姫王
参りかくを内さ角と入道殿乃作ふ

こそこそおもひ出る涙をおさへて今
宵一つそうこゝ人くる月更闌ねりて嬢
の奥と思ふ仏さびしい元吏たり
我年もたかひに思へい仏やいつまて仏性く
なる方を思てくれけるこそをろかなれを
見をこゝ三宵んうこゝ毛丁毎りけまい
みな人ゐいまをとそもよりうる入るい
ちゐうをうゐ毎へうり毎りて舞をとる
毎年毎をとを稚ましうこゝ年はそこ毎り

さ山陰の品千代名い来つて舞をとまひ
ゝ毎りをとうこゝ毎仏ゐこゝ光よえいを
そ宮ひうる姫を宿ゐ明り濡ひれうち
小毎をれ親の命をそひうと二
変うき石ゆゐひきそいうきとき
へこけらをうる年此仏ゐ仏ゐを
うき世ゆかうへゐ彩ゐいうさ彩ゐく
れをとそこそ見きうを光ゐまこ
くゐはそゆ火の中ゐ座て入ゐい

面てそうれいこうの婦人をあけい妹の
姉女と五人を家をあつまりて世をとち昭
くこころなり日本いそれまた情な
りうりうの人をい霧おりもうすして少
かう教別志きいて尼ほう幸れんうさよ
婦家をあけい妹の姉女ようを小子をな
うんをいいはるいう嵐元喜へうう子
此一人ばかり少きまつてて行ゆうせんを
小子をこてかうんをとらめ位死期とき

あるこの報小子をあけいんの人逆罪にして
屋ばうんをうん法華経を浄土を
経巻一合十八をこうこうす十五
五逆罪をこ尋ねうんこそ悲彩き曲
丁如四十八の指彩の中小弟三千人れ彩
曲い我ぐう指ぐ思ひ癡人言旨なりちを
尋ひんこそ悲彩き曲をへうまう
山家おもてあうう年をあくく二家三逆
小子つをあいはの世尊ゆういうかう面をて

かれて自ら名号ゆすがんて極楽浄土へ
不退の報土ゆしまし給ふんとおもひ所いけや
と涙ながしたれあへとおもひもうまい姫王まてとも
死期ゆ来るあ親より勇をあけさせんい五
逆罪うあるもかくすして身をあうんこ
とをとゆるゆ世一りて極人をうり
妹の姫女とともあて極りたるよあれ
ゆて十九にて出家をうり世ともあ盗み
二人のひとあの極楽世界よりゆ

ゆ蔵を裏へうり泉髪をつけて仏のようせん
ゆて写千文ゆて極楽へ入り二人浄蔵の
奥なうり星よ合ゆし雅王定宗源
終二人ゆて入りうかんく書る反
ゆけの林のもり風吹わまに星合れ空
とあのあけ天雲・海う花ゆ葉ゆ
ゆ書ゆ極りいうん人ゆて
雲ゆ林ゆ入へいうわうへいうん
や極ゆ人雲人のうりうへうまく

あいまへ西れ山のくみかく高日氏力くくと
ちまこてて西年の潮去りてあんなまいた
う我ちを彼而ゆ生れくれおりてすこ
そんそそんそをゆつを書てて書すの長く
れくはきせの物い潮光日し潮く書
きこ人のちしこ一つ和ゆそくはこい
紙あよ年死ちをへそり火子
ふかけつ会紙して居ありそう高
小間寒そくく作の編戸をれく

こあくき高ちりこ人出ちの代会紙を
ゆくれくいう面ゆを見い我くう拝し
君癡と言なくちの会紙して居さ
ゆを名ふくうそんして魔潮代ちの未
ちくふこて位魔潮なくいあまれくの
竹の編戸を打ちあて入ちんまいや
そくくくこて重くゆあけそちん
れふ枝い処れ紙会年とくこそ代
山祖れちまくう会紙れくを入てれこそく

なりて仏の[illegible]
[illegible]閉塞
[illegible]を思ひ[illegible]
[illegible]佛の[illegible]
[illegible]仏の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

二代后

高陽院泰子の腹の皇女にて
て死罷流刑閑院停任
世間を静かにすべき世
子ぞ
七後白川院の母
父子院の母
あるべき
世の人
院の御

さるべき世にて應保長寛の比わかい国の
を習ふとて院にしり給
とい国にしり給
て
れそんて落水をとり
世流書しの人島悪と
少人の其世にて大
ありの御近衛院の后
しの大炊の御門の后

公秋卿娘女御参内をとり申て
て婚い九重に内裏を造営
梅ノ宮に住給ふ前代后の家
も古目うつりかはりて
そ法名を寛の法名いつ
井二こゆもやなしを
うりもすうつ也新
下第一に第人第
こ主上御
そ法ひそうゆ行使よ新
りあ主ひうり九ん潜ゆ大家へ内艶
書あり大家敵て四位
主ひ主穂ゆあ主て后入内
人き中を大臣へ御下
ゆ番くしたう契止
残ふ吾吳ゆ祇則天皇后
も太宗に后三宗の皇帝の継母ゆり
后窓崩御の後高僧の后ゆ立新

創い給ひしそもそもは是我朝の先規なり
上別して当今我朝の神武天皇より
第二十五代の仁王七十余代の御代に至りて
二代の兵乱を鎮め給ひ然るに一同の新
宮造営は上皇の御山事大きに志
ありて上御所を作り給ひ
帝王天子父母の恩を報ぜんと
欲し給ひ奈薫よ
偽くして万家の宝位を奪ひ給ひ
なりとかかる事を歎き給ひ

[illegible]
人を[illegible]て敵に入間れ宝めありて
人の力をもって行ひ給ふ大変山事とき
めされしかりして御
[illegible]すりのけき
[illegible]
[illegible]秋の始
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

創いまだ成らざるに先帝の崩ずるに
上別宮に幸し我弱冠神武天皇より
第二十五代仁王七十余代ゆ
二代乃兵創を中ず然御一同ゆ新ト
ゑ也ゑ也い上皇ゑ也山幸大ゑゆ志ゑ
ゑ也ゑゆゑゆゑを作ゑ作ゑゑ也上作ゑ
幸ゑい天ゑゆ父母ゑ我千吾れ奈薫よ
保ゑくゑ万家乃家位をゑゆゑれん
なゑゑゑゑゑゑ乃幸を徽意ゑゆゑ也

ゑゑゑゑ敗ゑ入ゆれ也定めゑゑゑ
ゑゑ力をゑゑ也行ゑす大ゑ山幸をゑゑゑ
めゑれゑゆゑて綱めゑゑすゑのけき
ゆゑゑゑ也ゑゆゑ先ゑゆをゑゑまい
ゑゑ久ゑれ秋乃始ゑれゑ家ゑ
清ゑゆゑて志ゑ世をゑれゑゑゑま
ゑい今ゑゆ家ゑゑゑゑゑゑゑゑゑ
ゑ作ゑゑゑゑゑ父ゑゑゑゑゑゑ
ゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑゑ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]ぞ十五
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の月とたんとした
[illegible]ひ[illegible]すけとなく物
めてまとりけ[illegible]や

額打論

かつらの永萬元年[illegible]の[illegible]
不[illegible]の[illegible]
歳[illegible]
[illegible]大
[illegible]侍[illegible]
一文[illegible]年二歳[illegible]

[illegible]
なんと[illegible]
[illegible]俄[illegible]親王[illegible]
[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
天皇[illegible]九歳[illegible]文徳
[illegible]
周公旦[illegible]成王[illegible]

百機の政を治行しゆへ面和祖
志信幼主を扶持
そこそ扶政の始なり後代天皇五歳
近衛院三歳にて位を
こそ人いとけなくしかも老い給ふ
二歳になる也行く先前大
也とも思へ同き七月老る中新帝大
扶教ゆへ同き院位あり上皇位を
ちる也行く後よ世余自そまく
天下はしらてをおそ更て何ものもあ
ぬ世を思へ同き世なる中上皇院の崩御
如ぬ年世こはれ先の歳まろう
こ人にて有を惜き事く八月七日
きてをはしまり毎りこ世とも
行へきなく孫い廣澤の長兵衛の
奥舟器山の麓に黄金野の
大炎二代の后よいかてこ世行
てあ世筆しまこ也行ひて又美ふ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

乃天竜潭り自の福寺に西金堂の御願所
勢至仏として西雲あり新堂の御願所
脇巻より自稲の大長刀にやをそつ
勢至仏の黒象風の鐘をとき大うちと
わきれ二人はつとうちあいて鐘
寺の額をかくて清水法師が文情
けつとしへ入くと額をとうん〳〵打合てかり
うきもやあたりの風の音の四つ時
すとうれ人たつの世とうとうとて申あひて

我身人そりつまうつ

清水炎上

一天人の君の世をとうれいて文を
けいんのうきまをおもてて然へうの文を
こそけうすへきかと山法師とうと上下
をの四月八日に迎ちあ日八日山門の大衆
下洛をとしかしこ京中に騒動動
なうすと行者のうり一院山
乃大衆ケ作く平氏追討あうへきうり

常に高く平家を六波羅と駈集くと
いへども騒うの小松殿のまもり
平氏清盛の嫡子なり
しかるに清盛の寺の
たちまちに禁の中の大内裏に下洛すと雷
ありて大内裏五百余騎にて西海
に赴き給ふ一院は六波羅
に幸なり平家

国に騒うまうの内裏大内裏寒うの
清水寺に行幸あり大内裏は仮面懸ひ
清盛の子の中に
師徒部うの人て
柳谷にて又そこに
あり内に拵
大内裏に
大内裏に
数人を
一宇に
真鶴の
法華経
堂舎塔婆仏閣僧坊
清水寺

宮ゝ高く平安城を京師と定め
いくせんそを驚かす小松殿の
平氏清盛の嫡子
しかるに
たちまちに
みやこ
大内裏
清盛
師機部
大宮三條
都入
一門
真福寺
寺
寺

此葬送の夜は今世の替の恥を言うん方
なき儘なりしそ中にうち大臣殿の
てう焼物の御書屋火坑変成池いうんを
札に書く大門に立くくりしに歴然不
思議と皆とりしと通札かそ立てより
うういうたりしかの者のいとさしたる
かりうんかりかりしかりうん事先なりしかり
事ちうもりたうい一院法住寺殿へ還
御おうう屋敷御所いとも小しまうり

父乃右衛門ハ少しゆりあ人毛いの後六波羅ハ
用んれ無ちそ覚ちあう大蔵丸御所ハ
なし鳴ち毛無りうう毛きい父の右衛門宮ひ者
ハ山ハりうそて一院の御事こて大ちに小
とそれ入くく家小毛いうう申ちてこ毛は
作今ちうう旨れ申うう小こそ宮へと
屋敷御所ハ山ちうう毛の事こそれ人ハ
毛ハ所へうす人ハ智恵つけうれ申ハ
ち毛うう人へ毛ちいくも毛ち歳毛ち肖

[illegible]

[illegible]

[illegible]

没元ありて仁安元年にそ中ゝ

同東宮立

ち年親王宣旨を蒙り給ひ

王子同き八月十日廿日東三条方にて

書文ゆゑ給ひ東文とゝ書い書れ

ゆゑ又立ち給ひ

能君より備ちゝ給ひ年あり是を

ち帝とゝ申す

東宮いゝ伯父六歳昭穆相叶り給ひす

拙一条院七歳三条院十一歳ゝ

東文とゝ給ひ

ちて人ゝ

て位ゝ給ひ

三年二月十五日ゝ

いゝ人新院ゝ

服ちなくして天皇

朝ゝ

同三月十三日新帝大極殿ゝ

位ありと年い八歳ゆなる也ばらまます
をとゝ山君は物象を志給めさしれうる事
を一向平家の無品昌ゝそんゝ平大
納言時忠つゝ市門の咸をとりけ
まて博場去地う業し時揚国志う家
ありしうゝ因仁安元年六月十四日
ゆ没えゝゝ赤應元年ゝそゝうう
殿下ゝ楽合
同き十七ゆ一院ゆ家ゆ今年を

門ゆなゝ也ばらゝ院ゆ家ゆ
打弟機ゆ殿を志給めさしれうる也
院ゆいゝまゝうゝ鳥羽上人やゝゝ
は小仏ゆ部うゝて宿位俸禄ゆあ
きりありゆまゝゝ人のなゝいゝ也
飽ゝすして平家は人ゝの宿をゝあり
国をゝ庭をゝふゝけめうをゝめゝあうゝ
ゝて玉人ゝゝゝゝゝ国いあきゝ今
玉人ゝ七ゝゝゝ玉宿あゝ姫ゆん也

うどうあつまりけるに、はるばる角くけさあ
まりの一位殿も、はるばる御せありうらいひ
うの和歌をあいらふるあるりとて人
とも四つ引別いつもくさの貞盛秀郷ら
将門をうらがへして松殿うの貞任宗任を責義
武いらの武衛を討あるべしみて勅賞
をうけなりて平家受けたまはりて
とも清盛入道うかくんのもてはやし振舞
すこそ大きなる物といひけれ

つまれをまたはいそしてあけまいりつめ
しわて平家の又別して勅賞を恨なり
平家なりりうらの柳世に盛ることを久
根本をとゝうかゝ中ほの小松殿の次男新
三位の中将資盛のかまくらに越前
なりて年十三にて中ほの殿の御
供して寿永二年十月十六日源氏の班
あまた海ありうら柏野の美女に
りあるをうつきに伝聞てうり

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
頭和尊のそ乃[illegible]
[illegible]
一こよ所へ[illegible]
小嶋て縦[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

り由を申し上げ、数ゆ召されまして、
そうして、天の川の高ふて殿下へ乗
り、中殿にて中あるいは、そそわ走り
入り、お回小杉、あい山中、くくも宮ひ
あて、田金、仕丁代、たこい
ゆくこ、こうだうう入られ作、りあい
入りて、絵、三年の、もうる侍勢
舟、童、雇、渡、船、を始して、長六十余
人、とめて、宮ひ、うい、来、つるゆ、もと、内

元服の内宣のゆ、あり、小殿下、内、来、固、あり、
殿下、内、七、前、殿、内、渡、先、うり、
り、切、く、資、風、和、雷、して、宮ひ、
うう、生、く、長、く、ゆり、て、勝、三百、余
殿、形、下、れ、内、を、と、て、屋、と、絵、
殿下、い、山、ゆ、ゆ、ゆ、ふ、ふ、ふ、ふ、
て、内、加、冠、拝、宿、の、内、あ、ゆ、え、
古、直、盧、よ、流、せ、給、へ、き、て、常、れ、内、
し、う、を、引、内、う、ゆ、て、と、長、い、侍

賀門しゝ入ほゝ
死人はかなしゝ精隈播川ゝ乃色しゝて六
波羅の兵ども二百余騎駆下を中よ
りり駆寄ゝ車に前後左右
囲をどつゝて駆りうゝ前駆の法師
ゝ乃ゝ人今り代時ゝ和主ありうゝを
言ふ迎結ゝこふ押へて中髻代
切れ前駆六人ゝ内藤義人へ重る教
う髻を切ゝて色い法ゝ髻しゝ

色ゝ主に髻しゝ色ゝ合
てゝ切ゝりうゝ法師十人ゝ内右に前
生武蔵ゝ髻しゝ色ゝ主ゝりゝ
借に三人ゝ車に和ん干破り
半に腹を献切れ教ありうゝ妹の
子を殺とうゝ色ゝ和ゝ物ゝりうゝ
軍に引ゝて弾をつゝ入ゝん
志ゝれ敵下ゝ寄れゝ
ゝ色ゝ法ゝ色ゝ

て内の小屋へ立て置て
けるに無生恢の門に入て六
道を巡り歩行山中を巡り
入る神祠や堂宮ひろう立ぬ
彩の車仕り考て
此前住所多有り国久丸の下麓の
立て居りて志ゑ物の彩の
車仕り拵て東宮に直奏り神
輿代拵へ仕て器物の儀式の後

手ゑ戸外へ
乃ち年い中ゑ戸外乃て志仁に照宣ゑ
ゑ来拵て閉白ゑ
ゑ見始ゑて形り見て平安の
初ち大ゑ小杉ゑ山中へ行て
ゆゑ何人ゑ伊勢の童器雅楽
けゑゑ志ゑ無十人余人を皆動志
せゑ為縁入て不思議と下知志ゑ
なゑ宣風ゑ宮を

大織冠法師

とゝそ八貞盛奇怪や梅檀の二葉より
香りしゝそ見しゝ貞盛うの典
なんとゝいゝあらんすゝ知しゝ
十二ゝ三ゝ歳ゝゝそて受戒をゝ礼
骨法と変知ゝそゝ振舞へきゝ
ゝ行ゝいゝなゝきゝ
て殺父入道兵衛尉と立つ不孝の者
世一人ゝゝりゝて
任務国へ進ゝゝ貞盛をは
ゝ帰ゝゝゝゝ狂ゝ
ゝゝ法服ゝ長い数ゝ延ゝ同廿五日
夜ゝ入ゝ院ゝ朝ゝ主上ゝ
ゝ室ゝゝゝ行ゝ
ゝゝ人ゝゝゝ和ゝ同ゝ十一月九日兼
室ゝゝ蓋ゝ七ゝ小五位
大臣ゝ上ゝ殿ゝ同ゝ十二月廿七ゝ
ゝ拝賀ゝ雲ゝゝ
ゝゝゝゝゝ年号

て嘉應元年小松殿

法大寺

叡海稿

嘉應元年正月五日主上和親の
門出あり法住寺殿へ行幸なりて年
を土蔵ゆたかなりもて
安徳皇女院女院
ひとすぢに世をうしとのみ
大政大臣殿中納言殿の
たち大将になりなりて大将代辞せ
ず

訴のあり所詮奈良寺院
なりなりとの義山院の中興の
しかるべき中門の新大内の成就
寿永元年の寿永元年の霊山なり上人
なりなりなりなりなりなりなり
ら世なりなり先八幡
大般若をなりなりなりなりなり
男山の中なりなり山の婚
四神供養の前に食合なりなりて死なり

[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]一ノ使[illegible]時ハ検校行法
法[illegible]ノ人[illegible]中ト[illegible]ケ
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]テ[illegible]紙
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

大枝中雷落てつまゝ火もえ付て社檀
花くしてくもゝ神人宮人悲く歎く
老を行消てうり神い祝乳とうけさた
祈りす大納言殿の大将代祈り中
これくもゝいやかの内ゝこゝ御
うりこれの叙位淳和院桜殿開
白内裏殿おくめすに一回平家也
なりくもゝい法大寺新院院へ祈す
入道殿嫡子小松殿大納言大将
たゝ中納言殿の宇蔵中納言殿の左大将
数家卿上臈と超越して大ぶり祈こ
そかくこゝ殿なくまゝ永法大寺数い一ゝ大
納言殿の新族之栄耀と光優長して超ら
ゝ殿ゝ遺恨なり法大寺数い惜世ゝ祈
やうとの境せんくや四宮ゝ大納言殿と稱
しゝ殿祈て験者しこ居ゝて中しこ彼
大納言殿の宮ゝ中将殿人の家
祝者ゝ中ゝ大納言殿中ゝ

[illegible]
皆遠ざかりて[illegible]
[illegible]て[illegible]寺付安堵[illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]行程[illegible]
[illegible]
なるべき[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]

懐大孝教[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゆうとて、まず我らう平家の人々を
西八条方へと案内して入たりやうを物語
申て、終て申ふ間、清盛、いかなる事か
そこ、宮人いさむ人、寿永の頃大将の
行幸の為の厳浮、人々、ここかしこ
ゆかば、具色を絵て、相ぐ川、事の
内、むつかしきを、被出入たに
我宗盛、厳浮と寿永寺殿、さ
ゆうか、為て、終人、そ、ゆうしう、偽みたふ

受ゆき、神明、なとう感應、ことを
嬉し、小松殿、内、大臣、大将、ても、
と、大将、殿、稱せ、ても、て、寿永寺殿へ、て、
うう内、ても、花、春、う、縁、こかりうう、
れ

底、石、諸友、
寿永寺殿、いくこそ、偽、て、終、
中、門、内、新大仏、親、弱、徳、寺、
院、超、ら、ても、ん、伴、て、平家、宮、

超えしかの事にて侍るし此平家代
々の家なりうけつぎ給へはこいつゆめ志
て平家をとり我らかちからをつけてと思
つまうこそおろかなれ父の弱い心齢
もいたりゆ中納言殿二位殿大納言殿上
見いこまれて佐殿に成たりし小
つと大国わまさ紛うて文書をとり
まして官位官禄をとあまり多りけるい
かゝ不足ゆるかゝふんたけうまうんれ

俗にて魔ノ所為とそ笑しうる者いあ人
なきかゆゆうりわ平家の深き平家の亡うんと
此宮ノ和い給ひ給ひ東山
鹿ノ谷い佐殿寛僧紛う領ありうう後
ちこ井ゆるよはいそ寛覚ノ僧都ありり
事まい平家をとりかこよ川禁ん
うて後せうきうかつうれい法皇浄
罪いりを品長てひそうゆかうこ人古事
物くうて山事いうこあうこ仰事まい

法華の法華経を信じ奉り給へり
山寺のあり様ものさびしく
すごうて世代を経たる
無量の宝殿にて法華経を
唱へ奉り給へり
親子共に
法華経を信じ給へり
と仰せられて大内
の方へ参り平氏殿
の方へ参りて法華
経を唱へ奉り給へ

如此入道殿の御
仕まつて仰せられ
ける平氏の御
人俊寛僧都
人ことに
と云ふ平氏殿
の西光
親子共に
を元服
を法師
入道殿
の御
法華経
を唱へ奉り給へ

樂
平判官康頼
丈をいかう仕
の西光
法師
入道殿
法華経
を進め奉り

清ちかへ羅城門の
ゆい 長中将入道基房 或ハ
乃大納言政盛 宗判官信房 新平判官資
行 平判官康頼 藤勝寺の僧行寛 宿
部 播磨ゆ源氏 西田禅門 行綱 と云て
しるくくのちかたてんそう中ゆく多
田蔵人行綱 といふ大酒云大事共あり
行くく山事ゆ云すゆかりなく国ゆて
く庁ゆて功ゆ 人ゆ先ら給て 料

ゆ 白布五十端選ゆ ゆいそう 拝
上皇ゆ 小面いゆ と 白門院ゆ
時 清盛 ゆ ゆ
ゆる重 二重 ゆ 手丸 ゆ 丸 ゆ 毛
ゆいゆ ゆ 又 ゆ 乃院 ゆ
ゆ問い 季 頼 季 羅 又 ゆ ゆ 僧 養
ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ
ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ 振舞
ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ
ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ ゆ

當山より上山田みあり上山より殿
上の更と敵そうもあり
振舞しかしらい躋まる者と
もう田うれ事かとらるそんそう

鶴川合戦

村小田井まの中の師光成景と云
者あり色い京の西云入る信西の弟小太
人高はいい格勤おもしろう者
はしをしりひうう内者共さう

高ゆうつ西の院光眼路ゆうう
是師光成景射物京左衛尉と一度
ゆ朝負射しかく信西事ゆあひ
付うしゆ中務てたる入る西光法
入る西京とて中務ゆ西の院ゆ法
光閑しをしりうう村西光うゆ
師高と云ありう色ゆき罷
ゆ中務い検地使五位ゆ尉ゆ
歴あり剣出元年十二月廿ゆ

進雖然潘門ハ賀茂ヲ補セラレ
ラル法ク國勢ヲ行ヒ北條氏ハ
法ノ如ク神社佛寺ヲ
没倒シテ殺ス人ノ事共ヲ
ラル縱上ニハ法ヲ
便ノ政ヲ行ヘキ
ハ同ジ二年ノ春武蔵
判官師恒ヲ加賀ハ
師恒下ル
國府ノ色ハ
大念寺ヲ師恒
ハ乱入シ寺僧共ハ
て我ヲ
あまつさへ人雜人ヲ
なんとせ
嘆く昔ハ
ける師恒
前ノ月代ハ不
月代ヲ

只出家別に付て入紙乃揮毫を留らるゝ
西寺僧ホ、國中に出を進ぜんとす國
中に入ん又次とゝ乃郡入せんとすれ
ば小寺ホ相付おすんして志をうけて小
師植ウ指し秘義三昧耶馬頭を行ず
ぜんとす十首髪をとゝ人ホ切〳〵ウ師植
大きに寛〳〵ロ法ホ付ぜらるゝ云ふ大
師〳〵ウ筆書授を受て寺ホ對会切
おすんとゝ切〳〵ホ師植叶ウとゝ

ウ人乃ホ〳〵宮前ホ川退き次乃日畫
ぜ左廳宿人三千余鍬を川辛して
橋川ホ揮ぜ乃ありゝぜく而大高三百
余人打数ウこゝ乃寺中ホ乃入て大
を救ウ壹社塔廟佛閣僧信一宇く
ぜ〳〵千皆焼拂橋川ゝ乃白山乃
中宮乃未寺ウ〳〵ホ悉く三社并に
八院乃ホ高徒驕動す八院乃衆徒ホ
浪乃中ホ智釋覺乃法大坊性智覺乃

去仁代河間梨を進ぜらるる都合其勢二
千余人同じく七月九日の酉の刻みな
月代師恒う鍬をくくり押寄せらるる今日
七日寄せ勝負いまだ決せずして大雨其
日いまだ色たるる而ゆゑ島へ寄せ結
ふ秋うせい対面の神をこひうけ
と思ひて稲素い甲代早代うる五十師
恒をとりてうわづとなりしうん夜ゆ
けゆ重へそ上りうる次の日未刻大雨押
寄て

師恒為て
絵すう而山中代山へ祈へて義経
せんとて白山拝現の神興を比叡山東坂
本へ振奇うしそ中うし四月十二
日午剋計ゆ白山神理拝現の神興を叡
山東坂本へ行き所へ
ゑ仏像し空うそ昌うし回りすう
雷とあうそうり下雨とうて降

行ひ白雪下て地を埋し浦中輝き
て青葉茂れる山の梢よそめ
小うち三月大高玉大原東坂本より降神興
を奉り[illegible]刈宮人[illegible]社人[illegible]
それ[illegible]て山門より宮人[illegible]校現と申い
白山権現の御末法の成者い[illegible]
神[illegible]生涯の間[illegible]あり
枝葉[illegible]高り七世孫よ[illegible]
[illegible]脇四[illegible]文を[illegible]
同三月大高躍を継七社宮神人神主を
使ひ神所[illegible]神人[illegible]絶人[illegible]
よ[illegible]

彫立

毛[illegible]山の大高義仏を内家
[illegible]国司加賀[illegible]師三[illegible]
[illegible]国代師恒禁獄せら[illegible]
を[illegible]内裏断[illegible]
[illegible]三[illegible]上人[illegible]

[illegible]山寺にして法華経を
[illegible]山門[illegible]行法[illegible]
[illegible]師[illegible]仲[illegible]
[illegible]山門の行法
[illegible]師[illegible]師[illegible]
[illegible]
[illegible]大[illegible]禄を重して勇[illegible]小法
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]師[illegible]
[illegible]白川[illegible]院[illegible]
[illegible]院の[illegible]
[illegible]平[illegible]
[illegible]山の[illegible]
[illegible]山門の[illegible]非[illegible]
[illegible]院室を
[illegible]師の中
[illegible]大[illegible]と棒[illegible]法
[illegible]

四天王寺の山門の所に立て置く
を法皇と申し奉り作り
了り皇は法皇の御
源の義経の物語
すみやかに山の久住者
を求むるの日吉社司
神合三千余人を
歌人数にて
民中物の捕物
物語より作りそを樂

智白神鏡并略教化の文葉して醍
醐を我らが業種の二葉より生長し
て[illegible]神通[illegible]の[illegible]
[illegible]醐の[illegible]縁二乗の開白教は鏑矢一つ
[illegible]あり大八王子権現と高野の[illegible]
[illegible]の[illegible]人[illegible]れ[illegible]毛
[illegible]人[illegible]
剣いくりは八王子権現の神教より鏑
の[illegible]神と[illegible]て行[illegible]

人[illegible]耳[illegible]
[illegible]開白[illegible]の宿
[illegible]山[illegible]
[illegible]一枝[illegible]
[illegible]
[illegible]開白[illegible]山王の
[illegible]と受[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]社[illegible]と[illegible]百[illegible]
[illegible]田[illegible]鏡馬[illegible]

智白鏡千略教化乃玉葉こそ醍
醐なれ我こそ業種乃二葉こそ生長
こそ乃人神なれといふこそ業地乃人
で脳髄なれ縁二乗乃開白教乃鏡矢一つ
乃人大八王子権現と高天乃原乃
ゆ玉つ乃ありこそ小そ乃人これ乃毛一
乃面乃人乃面乃人乃面乃
剣いこそ乃八王子権現乃神教こそ鏡
乃ゑ和こそ神とこそして行こそして

人乃耳と中こそこそ五乃開白乃人乃宿
乃れ乃橋乃れ乃復仕こそこそ乃ゆ乃と山こそ
行こそこそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ
乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ
瑞和こそこそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ
乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ
毛乃こそ乃面乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ
乃行乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ
乃一つ乃百乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ乃こそ

各百歩ばかりして立寄りて小
百度出仁王堂百度の業師堂等身
此業師の像七体
の像各百体作り供養したまふ開眼
の日供養の導師の函数の小代函取りて家
愛の内に一子ありて法華経を人に供養せ
ゆゑ歌あり〳〵日吉の社小社あり
人目をはばかりて社の内に
七日法華経あり〳〵のぼり社とあり

毎〳〵の祭りあり人見を集まりすす
咲やはん中此の社をやいてう
人見をとまりをとめ人きあり和尚とト
あり集まる中に陸奥しらく
と号のあり毎年あり幸の子代と和姫
て山の社小あり毎年あり和尚いり
小俄に絶又上下こいふとて人る而
小屋にて生命あり我八王子権現の楽居
を行ありて又和尚行となり

とゝめ給宣していく寺門開白五郎
はゝ春しゝ時重病と更に折よりて
相しらはゝ彩のゝ相しの時彩りゝ
こゝはゝ聞くゝあるく思いつゝ山の社ゝ系
らゝ色ゝ毛ゝ毛ゝ毛ゝ彩ゝ彩ゝ彩ゝ
ゝゝ色ゝ人色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ色ゝ
ゝゝ中ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
第一ゝゝ彩ゝゝゝゝ寺開白五郎
立前ゝ鑒ゝ色折ゝ大ゝ者ゝゝゝ

社ゝゝ宣前八王子ゝゝゝゝ廻廊造
かゝゝゝゝ第二ゝゝ彩ゝゝゝ寺開白五郎
ゝゝ命ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ八王子ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
第三ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ鑒ゝ色折ゝ八王子相現ゝゝ
毎ゝゝ筆ゝ岡答ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]の書付の[illegible]書[illegible]を
清く小廻廊あり[illegible]
異国伝に山海経の新[illegible]書の劫を[illegible]
[illegible]死とあり[illegible]
廻廊を[illegible]へ[illegible]
庭[illegible]慶とあり[illegible]
神の一切[illegible]
[illegible]日[illegible]只親の[illegible]
[illegible]七玉[illegible]の四鏡の[illegible]

[illegible]
[illegible]を
[illegible]
い[illegible]
[illegible]一日二日[illegible]一日[illegible]
四[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

垂一切衆生を度すべし一乗法華
要ずり一偈一句の理を聞くべしいかりも
ゆるしてあるべしと
うるに人事の自然こそ誠にあるべ
くしと云ふ所の白雲紫
七夜神仏に命下れ誓りて三年の命
を授けたまふ
結句等数中好き矢の神の山神よ
たの神とぞ
人事を思ひ寄ふく矢目をなりくて
なり詠歌よ人中上下目を驚るる
芸能を誓りて用ふ
小比叡山王七社の権宮実りめ
人の行き来を祈りす芸能の中ゆ
人事を思ひ
す誠に主の
一日二日の命を
いかに人なりなるべきかと三年

[illegible]
[illegible]
[illegible]

乃猛き弩を張り強き指を[illegible]
[illegible]
物[illegible]の命を惜まぬ[illegible]
とうみて滿せる事[illegible]
さいさきもちゐる[illegible]
さきだしと云[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]
竟に大土を逆し力乃大を[illegible]
是乃山王大師し利物乃方便なる[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]年
小なり小なり

佛興帳

四[illegible]年三月[illegible]日形[illegible]院乃[illegible]
小[illegible]
乃[illegible]を越[illegible]国大[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
大臣流宗之[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
流罪し妻[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
大臣源宗之[illegible]
中の日吉の[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
流罪し妻[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]十
[illegible]
[illegible]
[illegible]

皇后よりの源平討伐の大将軍勅を承
て宇佐の津をうつ平氏の小松
殿三千余騎にて湯浅待賢門を
てこれを門を堅くふせぎ藤原秀衡平家
教経二千余騎にて西海の津を堅め
源氏よりの大将軍守護代源氏の
省授とうたれしかば合戦三百余騎
少四絶えの津を堅く大将を樂大
路の廣し勢いかず西海をうつ

入て ありけれ大宮殿うつ月紙
て神輿をとりたてまつり山津をいまたうんを
す数殿いく思ひまうらうとうつし
平とのこれを
毎年大将の
高聲をし源氏
指く高倉殿の
使い源氏長七唱
其日の将来の麒麟の血馬よ小桜

を盗よ逃てしう鎧を見つ長澤の方を
弟世ていうきつれ矢とい重藤
の弓長と交甲とい脱てるこわり
けをきてしう見つ長澤の方をわく大元の前
の巻うもい酒屋藤しうもてい今
度と門の所紙理軍と乗向陣出
但は義経の逆て本陣をして
小春人山陣しう神輿を入ちん
年いと出てい弓長ていうの方

の弟てうの方をいちん陣しうを入ちん
いしまちんい山つの大石い大勢義経を
そまてく目うまうを見をうよわんと
乗意れ中ちんい法自ち知ていやいん
とちん上ちをとちん人い年本醫
山まよ薗を傾しちてうを形政うん
しうして彩くちう彩の石かうしたて
いうもたんを又ちん神乗ちん実
と背の仏毎り彼ていい見ていひく

もて難治の相ありと雖て東面を小松殿
大勢にて固めたる事は同じあれ薄しと
入くるをたのみ給へ山王の威光を
宗盛のたのもしき義あらいまてくる所和
やうて是をあつめ給へ光しかるを中を
つとめ給へ唱う光中山をもてまてく和人
武田太郎ゆくゆく和人
とて是をあつめ給へ人多り多天竺西僧
いまとなれば金剛力の力なれば
と千万張中一山乃公はしかりと相
津乃四郎大豪の進ゆくゆくはあり
山僧もいまあり我小和與と棒者
左右く所治をいくさんよりそい大聖
中を平破くく入くんすると婦代
男しくいかんすると山王の狐と
中い大孫王しかこれとく源氏嬢しれ正
統乃筆を為くく天下の名仏あるる
乃をなるすと和しくいかて傷と艶ん今乃

そや一年近衛院の内裏の時高座の法会
のあらそひ深草の帝の御願の題のあらそし
とい法師の人々は殊勝なりけれども
複座にこそ秀句多い殊勝なりけ
深草の帝の御願の題をば人々
けんとい歌をめしかれかりけり
とり名句仕りけり感よあつかりけ
座さ男う御ら門よこそかりあ
いんう情なく人和歌をとめあ人へき多く

そ其神輿うさかへ京まで奉て会儀し
奉まい出る陣ゆ近衛陣ゆ出
ゐもとをそ同うそ小野の神輿
をうきとて奉せて東の陣へまとろ
奉らとうさへて稚こそ多さ
大宮を奉せて記入さ奉りあつ
忽ち雅楽ゆ奉て都門ゆ
奉ち六人装束を整つて矢十種師桂
現の四輿ゆ多り神人文司射殺宮殿

たかく疱を驚く眞さに呼ふ事疱上
梵天もて〻ゆ〻しく下い賢宰地神に驚き
驚きこ所らんとそ覚て〻うる其後三社
神輿を漂坂の振捨て〻三社大宮
本に入〻そ四月九日の祭りなり

内裏美上

〻家に輿いよ〻もつて和れ矣と神人〻てぬ
〻〻内〻内裏よ〻人〻の年
並光〻作〻出創を大外祇師久〻小

昌〻〻内堀安元年四月小神輿入洛時
上座主小作〻赤山社へ入まり上堀
延四年四月よ神輿入洛の四ん祇園の
別当小作〻祇園の社へ入まりしを
上堀延の例〻〻〻て祇園の別当
澄覺小作〻祇園の社へ入まり彼
社の社司祐司小乗燭よをして神
輿を祇園に〻〻の社へ入まりまて永
久〻り安元の上堀延四大宮神輿を

内裏をはじめ奉て六度なり
そもそも毎度変をなすこと
神輿を矢射かけたる事也いまし
そ形り霊神怒をなせし災害巻り
満と云つゝ
同廿四日山門の大衆又下洛すと
雲上人の内裏并院の御所へ軍兵
をあつまれり事中の騒動おびたゝしす
内裏より山門へ神人交司祝家慶

おびたゝしく所を動す二月廿六日
延暦寺中堂講堂を焼
拝殿山林ハ文字ハ
ハ金銭ハ
ハ門ハ
衣ハ山王を
く大ハ噴て西坂本ハ退散と同
廿日ハ日吉大神ハ
左馬寮ハ

山門の大衆大強盛にして座主を流罪し奉る
すでに山上の衆徒を流さんとす疑心
なり湖に沈めらるべきなんどして金銀を
たまはり給はりしを彼人々に分ち給へば
而後の世の中人々皆ありがたく懐しく
小硯畳紙を見給へば一句の歌書き給へり
此中にそとうきをうきをの世の中
の盛衰をいはんとて寂滅の理を
制止を加へい若輩の加護とぞ書れ
ぬ下臈人々
入道殿一紙一句を
憤りを休めおれ恥
こそ座をうきをうきをこそ
てあれ人々こそ
院の中にて
賀する師の
獄せらるるこそ
ち六人獄定せらるる
そうの大衆
入道殿三塔三千の
時忠卿
法中をうの
回をさるる
上洛して国司加
貴代師憚
矢射かけ
毛い小杉

而其軍共ゝも也へ回ゝ共八日乃夜の子ゝ
剋もゝゝ乃植に富れ小路ゝゝ火事
て行ゝ共ゝ乃ゝ也ゝ事ゝ哉ゝ
ゝゝく燒ゝゝゝゝゝ乃天神
乃紅梅乃或い具平親王乃ゝ種乃西ゝ
条鴨屋乃東ゝ条深乃冬嗣乃大炉閑
院乃貞仁公れ小一条照宣公れ堀川乃
橋乃遠勢う数打乃鬼乃ゝみいゝゝれ
昔今れ名帝舊江井余ゝ而ゝゝれ富和

角乃十七ゝ而ゝて燒ゝゝゝゝ玉水殿
倍乃西ゝゝい中ゝゝゝゝ乃ゝす東れ燒ん
ゝゝゝ燒ゝ三町ゝ五町ゝを西ゝて
焼ゝゝゝゝ乾ゝゝゝて燒ゆけい魂
なんゝゝゝゝゝ

乃至書寫百寫之後慶長七年
三月乃賞業之人民疲死之事数
百人牛馬乃類数を尽す凡此程
和一山疫病多りなん〳〵中事りこれ
多事ゆめ〳〵すけ叡山〳〵乃大きなる
堂塔一二乃下〳〵てんぢゆ松
火を放て焼しそ人民疲ゆ凡
そ乃〳〵乃元亨乃疫病多く〳〵そ
不思議なる大疫病乃後い清和天皇乃

御宇貞観十八年也疫病多〳〵こい乃ゆき
十九年正月乃比日湯殿院乃法華経と
豊楽院とそ焼〳〵元慶元年
正月乃事始乃〳〵回き二年四月乃比
和寺〳〵焼事乃〳〵を又後
冷泉院焼ぬ天喜五年二月乃
六日乃焼多〳〵治暦四年八月乃
事始乃〳〵回き十月十日乃日乃棟
上乃〳〵い宣〳〵き多〳〵後冷泉院

造り毛物されて崩落なり毎
婚之亀鶴の吉字延久年間月
十五日小造り初め
吉日遷幸の
吉日拾人衆成義〻人待を
とてまうしの国乃方〻暮〻主殿
也造り毛物されを

平家物語巻第一

慶長八年 癸卯 十月八日

[illegible]